

【資料】 姫路市からの伝達事項

I 介護保険課からのお知らせ

- ① 地域密着型サービス事業所の区域外利用について

平成30年10月16日（火）

平成30年度集団指導（兵庫県共催）

地域密着型サービス事業所の区域外利用について

(計画・庶務担当)

地域密着型サービスは、原則として当該事業所が所在する市町村の被保険者が利用できるものです。ただし、例外的に、真にやむを得ない事情（※）があるときは、事業所所在の市町村長の同意を得ることと、他市町村の被保険者も利用することができます。

この運用に関して、地域密着型サービス事業者が利用者に説明できていない事例が見受けられますので、再度ご確認ください。（介護支援専門員（ケアマネジャー）の方もサービス計画立案時には注意が必要です。）姫路市長が同意を求める基準及び同意する基準は「姫路市地域密着型サービス事業所の指定に係る同意に関する要綱」に定めています。**なお、手続きに則らない利用については、介護保険の利用ができず、全額自費負担となりますのでご注意ください。**

下記表中②の「姫路市外に所在する地域密着型サービス事業所の利用申出書」は姫路市ホームページよりダウンロードできます。（http://www.city.himeji.lg.jp/s50/2212923/_5722/_24409.html参照）

※ やむを得ない事情とは

（１）利用を希望するサービスの

- ① サービス提供対象地域内にある事業所の定員等に空きがない
- ② 他市町村の事業所を利用するほうが移動時間を短縮できる
- ③ 当該サービスを提供する事業所が住所地の市町村に存在しない 場合

（２）DV 被害のため、住所地と居住地の市町村が異なる場合

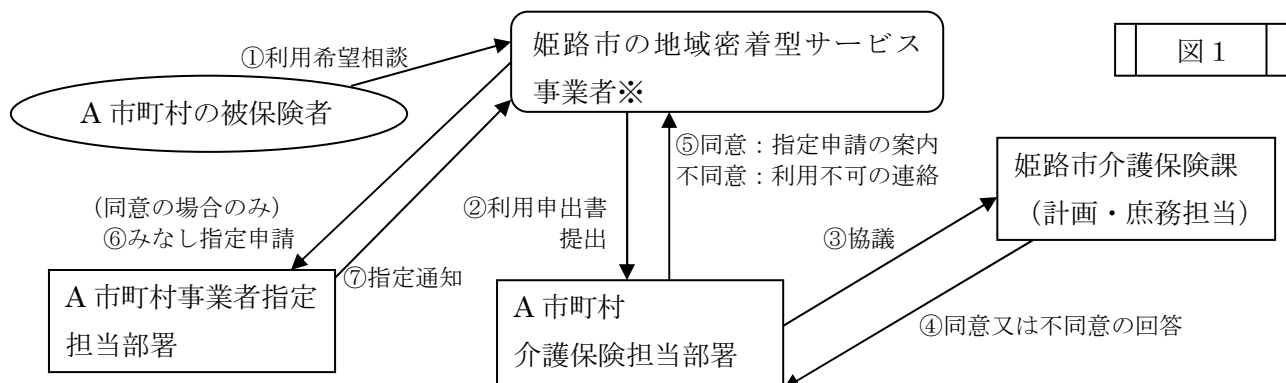
（３）平成２８年３月３１日以前から、当該事業所の当該サービスを引き続き利用している場合

※ ただし、以下の場合には経過措置対象外となりますので、特にご注意ください。

- ① 認定区分が要支援から要介護に変わり、介護予防サービスから地域密着型サービスに変わったとき
（介護予防サービスは広域型サービスとみなされているため）
- ② 住所変更により、保険者が変わったとき

上記（１）から（３）以外の理由については、原則、不同意となります。

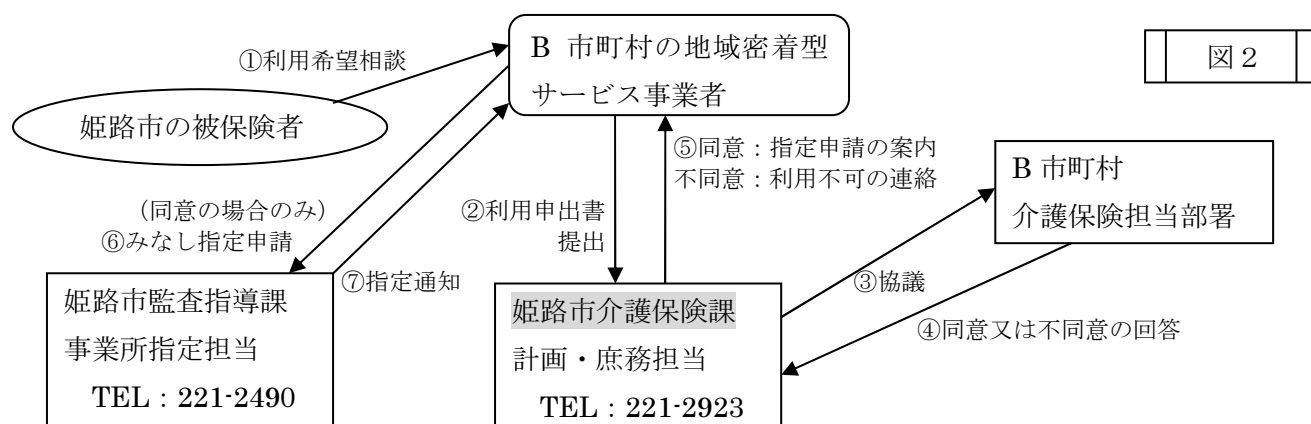
【１】他市町村の被保険者が姫路市の地域密着型サービスの利用を希望するとき



※他市町村被保険者の割合が定員のおおむね2割以下であることが必要です。

- (1) A市町村の被保険者で姫路市に住民票を置いている場合（住所地特例対象者）
⇒姫路市の地域密着型サービスの利用は**可能です**。（姫路市長の同意は不要です。）
- (2) A市町村の被保険者が平成28年4月1日の地域密着型サービス創設より前から引き続き継続利用を行っている場合
⇒姫路市の地域密着型サービスの利用は**可能です**。
協議の手続きは上記図1のとおり、保険者の市町村を通じて行ってください。協議手続きは事業所の指定更新の度に必要です。
- (3) 本市に隣接する市町村の被保険者で、その市町村に該当サービスがない場合、定員に空きがない場合又は姫路市の事業者を利用する方が移動距離を短縮できるような場合など
⇒姫路市の地域密着型サービスの利用は**可能な場合があります**。
上記図1のとおり、保険者の市町村を通じて協議を行ってください。（利用が妥当と判断されれば、姫路市から同意書を保険者の市町村に送付します。）
- (4) A市町村の被保険者が住民票を移さずに姫路市に居所を置いている場合
⇒姫路市の地域密着型サービスの**利用はできません**。地域密着型以外の広域型のサービスの利用や住所異動等をご検討ください。
▶但し、住所異動できないやむを得ない事情（虐待等で住民票を移せば利用者に危険が差し迫る場合など）があるときは、事前に相談の上、上記図1のとおり、お住まいの市町村長から姫路市あてに協議依頼をしてください。但し、**当該他市町村の判断により、利用ができない場合があります。またやむを得ない事情だと判断できなければ、姫路市が同意をしない場合もあります。**

【2】姫路市の被保険者が他市町村の地域密着型サービスの利用を希望するとき



- (1) 姫路市の被保険者で利用希望事業所と同じ市町村に住民票を置いている場合（住所地特例対象者）
B他市町村の地域密着型サービスの利用は**可能です**。（B市町村の同意は不要です。）
- (2) 姫路市の被保険者が平成28年4月1日の地域密着型サービス創設より前から引き続き継続利用を行っている場合
⇒B市町村の地域密着型サービスの利用は**可能です**。
協議の手続きは、上記図2のとおり姫路市介護保険課に「②姫路市外に所在する地域密着型サービス

ス事業所の利用申出書」を提出してください。協議手続きは、事業所の指定更新の度に必要です。

- (3) B 市町村の事業所と同等のサービスが本市にない場合、定員に空きがない場合又は B 市町村の事業者を利用する方が移動距離を短縮できるような場合など

⇒B 市町村の地域密着型サービスの利用は可能な場合があります。

上記図 2 のとおり姫路市介護保険課に「②姫路市外に所在する地域密着型サービス事業所の利用申出書」を提出してください。但し、**当該他市町村が利用不可と判断すれば、同意が得られず、利用はできません。また内容を判断し、姫路市が協議を行わない場合もあります。**

- (4) 姫路市の被保険者が住民票を移さずに B 市町村に居所を置いている場合

⇒B 市町村の地域密着型サービスの利用はできません。地域密着型以外の広域型のサービスの利用や住所異動等をご検討ください。

※但し、住所異動できないやむを得ない事情（虐待等で住民票を移せば利用者に危険が差し迫る場合など）があるときは、事前に相談の上、上記図 2 のとおり姫路市介護保険課に「②姫路市外に所在する地域密着型サービス事業所の利用申出書」を提出してください。但し、**B市町村が利用不可と判断すれば、同意が得られず、利用はできません。またやむを得ない事情だと判断できなければ、姫路市が協議を行わない場合もあります。**

(問い合わせ・提出先)

〒670-8501

姫路市安田四丁目 1 番地

姫路市介護保険課（計画・庶務担当）

TEL 079-221-2923

FAX 079-221-2925

電子メール kaigoho@city.himeji.lg.jp